

# 聖学院大学 内部質保証推進実行委員会内規

## (委員会の目的)

第1条 「聖学院大学内部質保証推進 I R 委員会内規」第10条に基づき、本大学内部質保証推進 I R 委員会の諮問を受けて、より具体的な見地からの審議を行うため、内部質保証推進実行委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (委員会の構成)

第2条 委員会の委員長、構成員は、「聖学院大学内部質保証推進 I R 委員会内規」第10条第2項及び第3項に定めるとおりとする。

2 委員長及び委員の任期は1年とする。

3 委員長は、その推薦する者を委員会に出席させることができる。

4 学長、大学チャプレン、学部長、研究科長、学部チャプレン、全学評価委員長、大学事務局長及び経営企画部長は必要に応じて出席することができる。

## (委員会の運営)

第3条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は原則として毎月1回行う。ただし、委員長が必要と認めるとき、学長が要請したとき、又は委員の過半数から開催の要請があったときは、臨時委員会を開くことができる。

3 委員会は委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、学長は委員長代行又は新たな委員長を指名する。

## (委員会の審議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議及び執行する。

(1) 「聖学院大学内部質保証推進 I R 委員会内規」第3条に定める事項に関して、聖学院大学内部質保証推進 I R 委員会より諮問を受けた事項

(2) 大学専任教員の年次業績報告に関する事項

(3) 学校教育法に定める認証評価の受審に関する事項

(4) 学生による授業評価アンケートの実行及び総括に関する事項

(5) 前各号に付帯関連する事項

2 委員、委員会出席者、その他前項の審議に関わったすべての者は、教授会で特別に義務を免除されない限り、委員会の審議内容のうち、個人のプライバシー情報、その他人格の名誉に関わる事項について、守秘義務を負うものとし、委員退任後も同様とする。

## (事務担当)

第5条 委員会の事務は、経営企画部大学総務課において行う。

## (改廃手続)

第6条 この内規の改廃は、委員会、内部質保証推進 I R 委員会及び大学教授会の議を経て、学長が決定する。

## 附 則

1. この内規は、2020年4月8日から施行し、2020年4月1日に遡って適用する。

2. この内規の制定に伴い、「聖学院大学点検評価実行委員会内規」(2004年4月1日施行)は廃止する。